

コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方

本「コメントの概要及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
企業内容等の開示に関する留意事項について	開示ガイドライン

	コメントの概要	金融庁の考え方
1	「やむを得ない理由」は開示ガイドライン 24-13(1)①～⑤までとされているが、その他の理由では「やむを得ない理由」にならないのか。	開示ガイドライン 24-13(1)において「おおむね次の場合に該当するときは」としているとおり、開示ガイドライン 24-13(1)①～⑤の場合以外の場合でも「やむを得ない理由により当該期間内に提出できないと認められる場合」に該当する場合もあると考えられます。必要がある場合には、開示書類提出先の財務局にご相談ください。
2	提出期限ギリギリになって虚偽が発覚した場合は金融庁の審査が期限内に終わらないと思うが、その場合はどうなるのか。審査中である旨適時開示すればよいのか。	提出期限の延長承認に係る審査は、提出期限内に終わらせることとしております。ただし、開示ガイドライン 24-13(3)にあるように、提出期限直前の申請は、投資者への周知期間が短いことから、承認される延長期間が短くなるものと考えられます。また、延長される提出期限は「あらかじめ内閣総理大臣の承認を受けた期間」とされておりますので、本来の提出期限までに「やむを得ない理由」に該当するか否かの判断ができない場合には、提出期限の延長が認められない場合があります。
3	既に提出した当年度の四半期報告書又は半期報告書に虚偽の記載が発見され、その訂正に時間を要する場合の取扱いは、開示ガイドライン 24-13(1)③に含まれるか。	ご指摘のようなケースは、当年度の連結財務諸表等に虚偽表示の疑義が発見され追加的な監査手続が必要な場合として、開示ガイドライン 24-13(1)④の場合に該当するものと考えられます。
4	開示ガイドライン 24-13(2)における「監査法人等の意見」は、監査意見ではなく、提出期限の延長承認の申請理由に対する監査人の見解を意図しているという理解で良いか。また、趣旨が明確になるように、「意見」ではなく「見解」としてはどうか。	ご理解のとおりです。また、ご意見を踏まえ「見解」に修正します。

5	<p>開示ガイドライン 24-13(2)における「監査法人等の意見」について、延長申請は、金商法上、有価証券報告書等の提出義務者である被監査会社が行うものであると理解しているため、事前に監査法人の見解を確認するプロセスを踏まえ、監査法人等の見解を被監査会社が書面に取りまとめて提出することを想定しているのか確認したい。</p>	<p>監査法人等の見解を記載する主体は問いませんが、被監査会社が記載した場合、提出を受けた財務局において、当該書面に記載された内容が監査法人等の見解であることを確認する必要があると考えられます。</p>
6	<p>過年度の財務諸表又は連結財務諸表の監査人と現任の監査人が異なる場合、開示ガイドライン 24-13(2)の「監査法人等の意見」は現任の監査人の見解のみと理解しているが、そのような理解で良いか。当該規定は、当期の有価証券報告書等の提出に係るものであるため、監査人の交代があった場合も、過年度の監査人の見解は必要ないものとする。</p>	<p>過年度の監査法人等の見解まで求める趣旨ではありませんが、例えば、提出期限の延長に係る承認申請の直前に監査法人等が交代した場合などについては、前任の監査法人等の見解も必要となる場合がありますので、ご不明な場合には、開示書類提出先の財務局にご相談ください。</p>
7	<p>開示ガイドライン 24-13(2)なお書きについて、提出期限延長申請の判断のための監査法人等の意見の聴取に対して、監査法人等が回答することは、監査法人等の守秘義務が解除される正当な理由に該当するか。</p>	<p>法令等に基づく要請は監査法人等の守秘義務が解除される「正当な理由」に該当しうると考えられますが、本件のケースにおいては、被監査会社からの依頼に基づいて見解を述べることから、一般的には、被監査会社が守秘義務を解除しているものと考えられます。</p>
8	<p>開示ガイドライン 24-13(2)なお書きについて、文節の係り受けは、「監査法人等の意見について記載した書面も確認する」ではなく、「監査法人等の意見も確認する」であることを確認したい。</p>	<p>提出期限の延長承認に係る審査時間の短縮のため、書面による提出が望ましいと考えられます。</p>
9	<p>外国会社についての承認の根拠条文は、法第 24 条第 1 項本文ではなく、令第 3 条の 4 ただし書又は第 4 条の 2 の 2 ただし書であるので、「本文」を「本文（外国会社にあつては、令第 3 条の 4 ただし書又は第 4 条の 2 の 2 ただし書）」とするなど適切に修正すべきである。</p>	<p>ガイドラインの性質上、原案の記載でも理解が可能であると考えておりますが、貴重なご意見として承ります。</p>